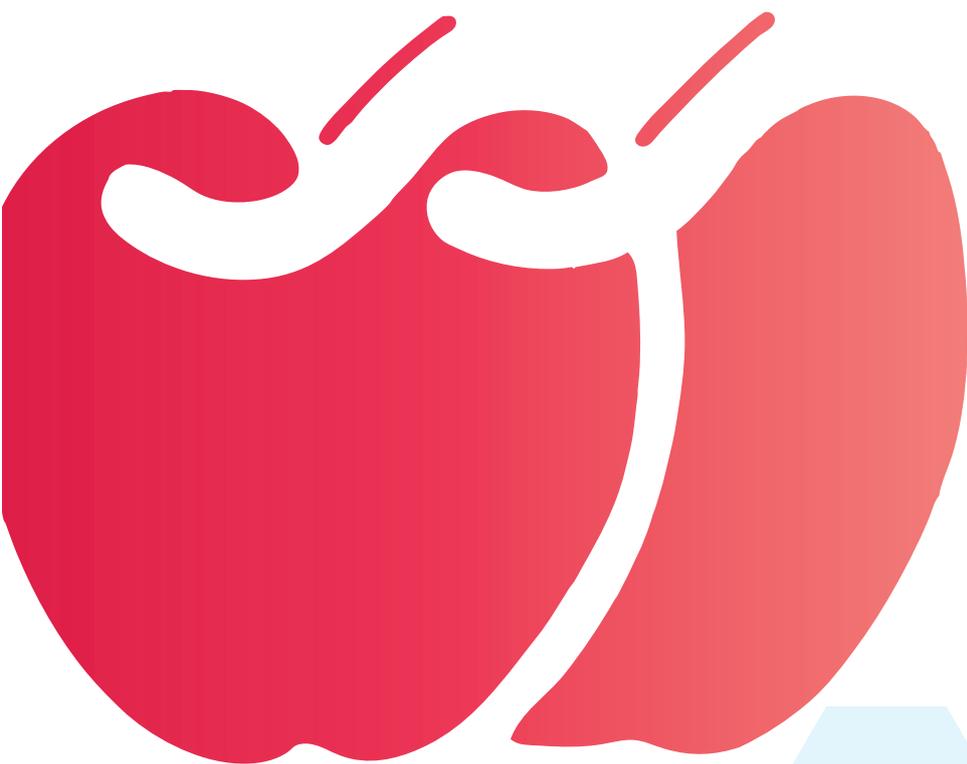




D **KITASHIN** **2025** **DISCLOSURE**

【きたしんディスクロージャー】



リンゴのマークの<きたしん>です

北郡信用組合

目次

経営理念	1
基本方針	1
北郡信用組合の概要	1
職員数・組合員数	1
ごあいさつ	2
事業方針	2
経営環境・事業概況	2
役員一覧	3
令和7年度 新入職員	3
会計監査人の氏名又は名称	3
事業の組織	3
業績の推移	
預金残高	4
貸出金残高	4
経営の健全状況	
自己資本比率の推移	4
不良債権比率の推移	4
主要な経営指標の推移	4
総代会	
第73期通常総代会のご報告	5
総代懇談会	5
当組合の総代会制度	6
総代選挙区及び総代一覧	6
総代の属性別構成比	6
地域密着型金融の取組み状況	7
トピックス	8
当組合のあゆみ	9
主要な事業の内容	9
中小企業の経営改善及び	
地域活性化のための取組み状況	10
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	11
リスク管理態勢	11
金融円滑化に関する基本方針	12
キャッシュカードの安全対策について	12
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
資料編	13
地区一覧・店舗一覧	33
索引	34

経営理念

奉仕 私達一人ひとりが、お客様の立場に立ち、常にお客様の発展につながる、真心をいただき奉仕します。

信頼 私達は、お客様とのゆるぎない信頼関係を築きます。

健全 私達は、地域に根ざした金融機関として、健全な経営体質をつくります。

基本方針

「相互扶助の理念の下、地域・組合員の発展のために、
地域になくてはならない金融機関を目指す」

北郡信用組合の概要

- 名称 北郡信用組合
- 本店所在地 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
- 創立 昭和27年10月7日
- 出資金 1,063百万円
- 組合員 20,786名
- 店舗数 11店舗
- 預金 104,314百万円
- 貸出金 57,986百万円

令和7年3月末現在

職員数・組合員数

区分	令和6年3月31日 現在	令和7年3月31日 現在
職員数	100名	103名
組合員数	20,736名	20,786名
法人	1,252社	1,252社
個人	19,484名	19,534名



本店全景

ごあいさつ

皆様には日頃より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼申し上げます。
当組合は、「奉仕」、「信頼」、「健全」を経営理念として、地域の皆様との「であい」と「つながり」を大切に、地域社会の発展に貢献できるよう努めております。

ここに、令和6年度の当組合の経営方針や経営内容などについて、「きたしんディスクロージャー誌2025」として取りまとめいたしました。

私ども「きたしん」を深くご理解いただくうえで高覧いただければ幸いです。

令和7年度は、「ガバナンスの強化」「人材育成の強化」「安定収益の確保」「持続可能な経営基盤の確立」を重要施策として取組み、地域社会の一員として認められ信頼され続けるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

北郡信用組合

理事長 今田正志



事業方針

地域のお客様との「であい」を大切に、ニーズに応じた金融サービスを提供することにより、さらに密接な「つながり」をひろげ共に豊かな暮らしづくりを目指し、地域経済の向上に努めてまいります。

○ガバナンスの強化

- ・コンプライアンスを重視し、不祥事の未然防止を図ります。
- ・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、牽制機能の強化に努めます。
- ・疑わしい取引の窓口発見強化とシステムによる検知強化に努めます。

○人材育成の強化

- ・外部機関の活用やOJTにより研修体制を強化します。
- ・年代・職層別による意見発信機会を創出しやりがいのある職場環境づくりを行います。
- ・女性活躍推進に積極的に取り組みます。

○安定収益の確保

- ・家計安泰計画の推進を強化します。
- ・営業活動の効率化により創出された営業力を活用します。
- ・職域サポート締結事業先の推進を強化します。

○持続可能な経営基盤の確立

- ・IT活用により業務効率化を図ります。
- ・資金繰り支援及び伴走支援、事業再生支援、経営改善支援を強化します。
- ・CIS活動の実践により明るく印象的な窓口を目指します。

令和6年度 経営環境・事業概況

令和6年度は、『相互扶助の理念の下、地域・組合員の発展のために、地域になくてはならない金融機関を目指す』をスローガンにガバナンスの強化、人材育成の強化、安定収益の確保、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組みを実践して参りました。

世界経済は、新型コロナウイルスの影響から脱し回復基調が続いておりましたが、トランプ関税による貿易・経済の分断が世界経済の不確実性を高めております。

国内経済は、緩やかな回復基調が続き、賃上げ率が2年連続で5%を超え、日経平均株価が史上最高値を更新するなど政府が掲げる賃上げと投資が牽引する成長経済への移行が期待されます。

県内経済は、地方創生の一環としてインバウンド観光に力を入れており、観光業を中心に緩やかに持ち直しております。

しかし、長期的な減速要因として、人口減少と少子高齢化による構造的な人手不足の影響があります。また、その解決策として期待されているITなどデジタル関連での対応の遅れや、中小企業におけるエネルギーや原材料高騰に対する価格転嫁の遅れが短期的な懸念材料となっております。

このような経済環境の中、組合員の皆様のご支援を頂きながら、役職員が一丸となって業務に努めてまいりました結果、当期の業績は次のようになりました。

預金は個人預金及び法人預金が減少し、期末残高104,314百万円(前期比969百万円減)、期中平残105,200百万円(前期比259百万円減)となりました。

貸出金は個人向け貸出及び地方公共団体向け貸出が増加し、期末残高57,986百万円(前期比826百万円増)、期中平残57,367百万円(前期比414百万円増)となりました。

組合員数は前期比50人増加し20,786人、出資金は前期比182百万円増加し1,063百万円、金融再生法に基づく不良債権比率は前期比0.21ポイント低下し3.43%となりました。

損益状況は経常収益1,480百万円、当期純利益は80百万円となり、健全経営の重要な指標であります自己資本比率は、前期比1.14ポイント上昇し、9.34%となっております。

役員一覧

令和7年6月25日現在

理事長	今田正志
常務理事	中村政彦
常務理事	柴崎雅典
常勤理事	土屋治
常勤理事	木村隆行
常勤理事	原谷徹
理事	吾妻正章(※)
理事	涌井正和(※)
常勤監事	関博司
監事	太田徳夫
員外監事	高橋龍二

令和7年度 新入職員



令和7年度、新たに6名の職員を迎えました。理事長から全員へガーベラの花を贈呈しました。花言葉は、「希望・前向き・常に前進」です。

当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

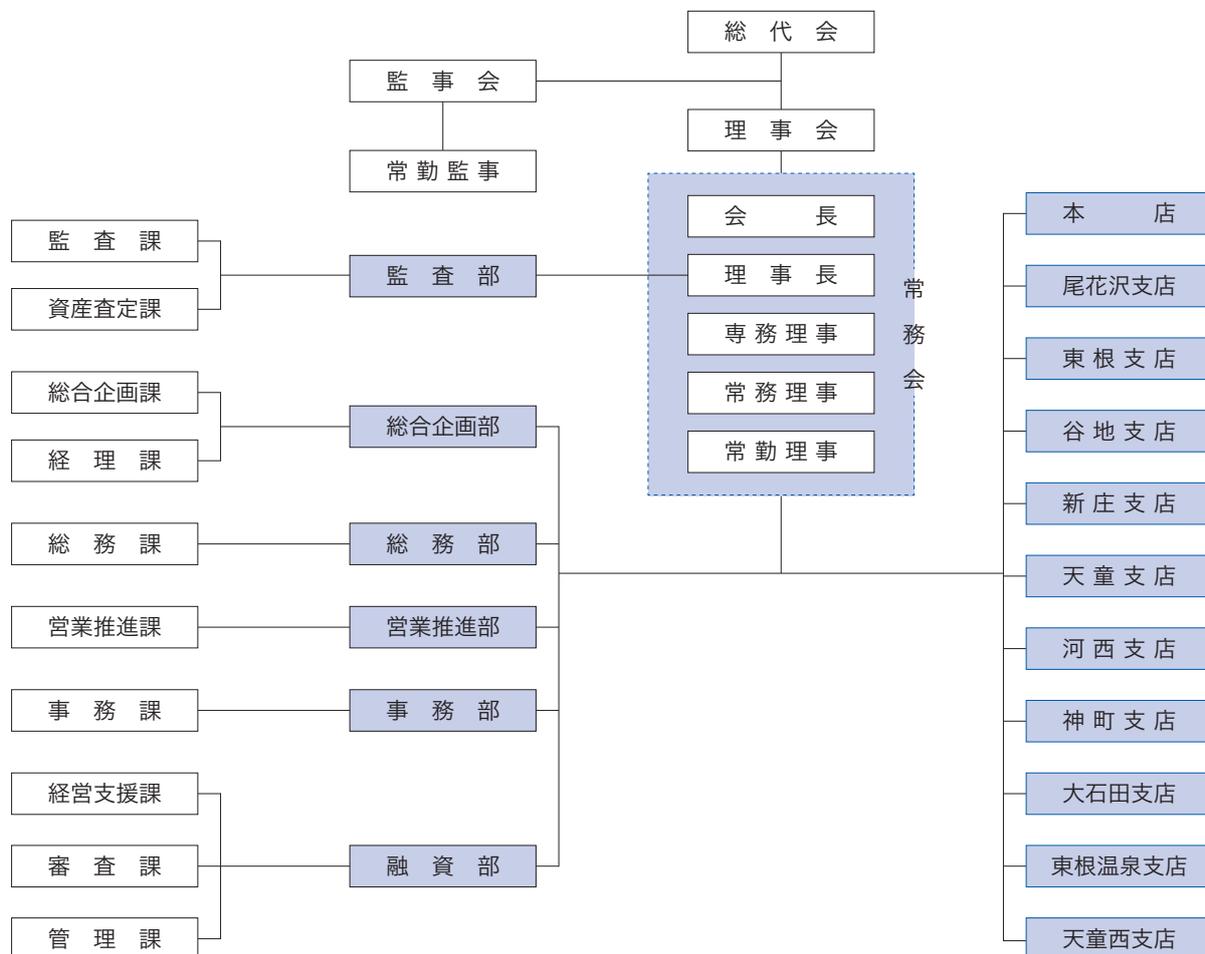
会計監査人の氏名又は名称

令和7年6月25日現在

公認会計士 三浦佑一郎公認会計士事務所
公認会計士 三浦 佑一郎

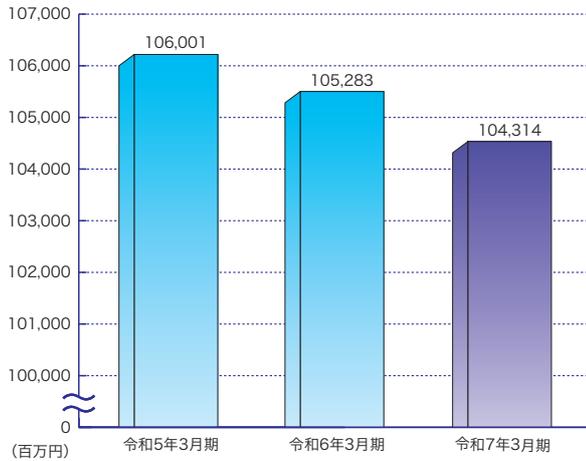
事業の組織

令和7年6月25日現在

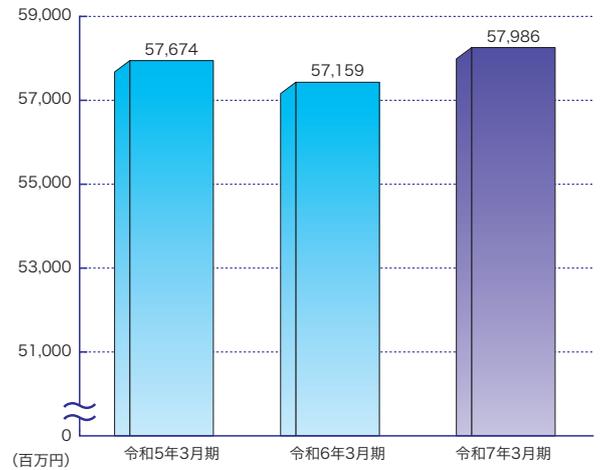


業績の推移

預金残高

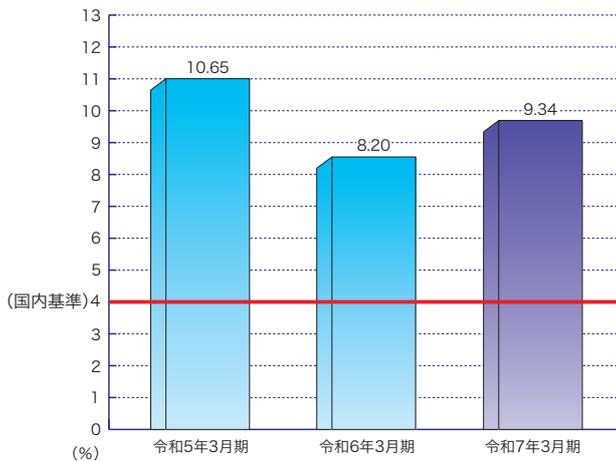


貸出金残高

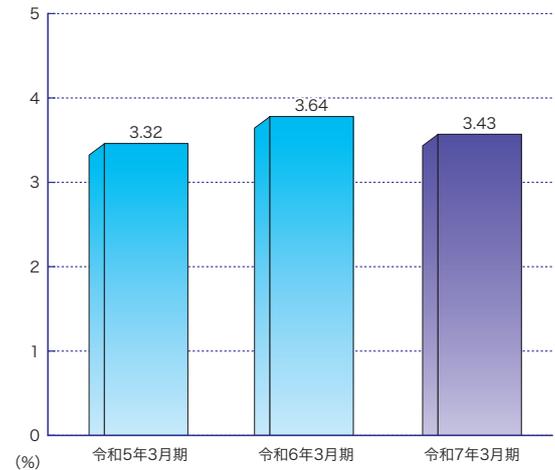


経営の健全状況

自己資本比率の推移



不良債権比率の推移



主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,462,048	1,488,531	1,340,432	1,342,614	1,480,803
経常利益	106,223	101,663	122,637	△ 888,616	77,063
当期純利益	97,576	108,965	121,072	△ 894,481	80,318
預金積金残高	105,523,363	105,848,851	106,001,314	105,283,432	104,314,238
貸出金残高	58,559,939	56,310,133	57,674,084	57,159,214	57,986,059
有価証券残高	17,038,471	17,408,555	17,331,149	13,855,957	16,369,197
総資産額	110,118,286	110,259,406	109,850,849	108,890,279	107,877,316
純資産額	4,178,837	3,992,888	3,442,950	3,200,766	3,110,555
自己資本比率(単体)	9.64 %	10.44 %	10.65 %	8.20 %	9.34 %
出資総額	880,037	880,862	884,858	880,777	1,063,109
出資総口数	8,800,370口	8,808,620口	8,848,580口	8,807,771口	10,631,091口
出資に対する配当金	17,521	17,402	17,615	17,466	18,150
職員数	126人	113人	105人	100人	103人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

◆ 総代会

第 73 期通常総代会のご報告

令和 7 年 6 月 25 日村山市の甌葉プラザにおいて第 73 期通常総代会を開催し、次の事項が報告され、決議事項については原案通り可決されました。

■ 報告事項

第 73 期（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）事業報告、貸借対照表および損益計算書報告の件

■ 決議事項

- 第 1 号議案 第 73 期 剰余金処分案承認の件
- 第 2 号議案 第 74 期 事業計画案および収支予算案承認の件
- 第 3 号議案 定款の一部変更の件
- 第 4 号議案 組合員の法定脱退の件
- 第 5 号議案 理事・監事任期満了に伴う改選の件
- 第 6 号議案 退任理事・監事に対する退職慰労金贈呈の件



■ 総代懇談会

当組合では、総代の方々との懇談会を開催しております。令和 6 年度は 11 月 29 日に開催し、経営状況の説明を行うとともに総代の皆様から貴重なご意見をいただきました。

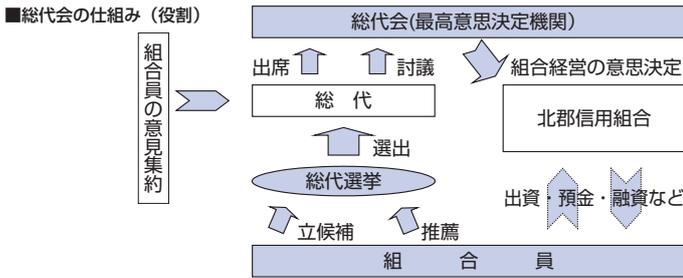


当組合の総代会制度

○総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合の組合員数は大変多く総会の開催は事実上不可能です。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令並びに定款の定めに基づいて総会に代わる総代会制度を採用しております。



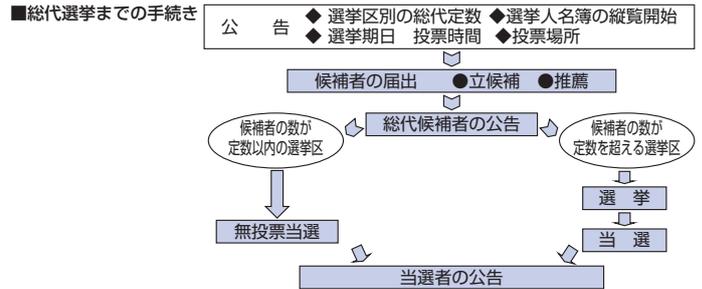
○総代の選出方法

(1)総代の任期と定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は定款により100名以上130名以内に定められており、令和7年6月25日現在の総代数は130名です。なお、令和7年3月31日現在の組合員数は20,786名です。

(2)総代の選任方法

- ・ 組合員数に応じて地区毎に定数を定め、組合員の中から選挙により公平に選出されております。



総代選挙区及び総代一覧（敬称略、順不同）

〈 〉内は令和7年6月25日現在です。（ ）内は就任回数

選挙区	定数	総代氏名							
村山地区 (本店) (河西支店)	27名 (27名)	佐藤 恒雄(19)	松岡 茂暎(8)	鈴木 健治(8)	菅井 武(6)	大石はるみ(6)	三好真理子(6)	伊豆倉良信(5)	
		菅井 実(4)	板垣 貞清(4)	柴崎 雅紀(4)	田中 雅幸(2)	伊藤 由訓(2)	阿相 順也(1)	田中 修作(1)	
		矢萩 幸江(1)	坂井陽一郎(1)	荒木 秀昭(1)	氏井 由隆(1)	矢作 勝美(5)	松田 芳信(5)	渡部 一芳(4)	
		佐藤健三郎(3)	金子 一男(3)	笹原 謙司(2)	児玉 賢一(1)	石川 敏雄(1)	永澤 紀男(1)		
尾花沢・大石田地区 (尾花沢支店) (大石田支店)	24名 (24名)	鈴木喜左夫(12)	渡會 邦夫(8)	菅原 明夫(8)	笹原 賢治(7)	高橋 孝(6)	大類 司(6)	大貫 博幸(6)	
		三河 修司(6)	田中 俊明(3)	花邑 広祥(3)	鈴木 俊明(3)	齋藤 利弘(1)	齋藤 智実(1)	菅藤 順(1)	
		戸津 宣之(1)	石山志津子(1)	佐藤 武幸(1)	柏倉 芳明(1)	佐々木正美(7)	吾妻 正章(2)	森 進一(1)	
		戸田 悟(1)	寺崎 実(1)	戸田 昇(1)					
東根地区 (東根支店) (神町支店) (東根温泉支店)	30名 (30名)	相澤 恒夫(9)	飛川 和雄(9)	奥山 栄悦(9)	佐伯 信一(8)	石山政之輔(8)	石山 憲一(4)	天野 誠也(3)	
		庄司 繁義(3)	奥山 仁(2)	武田 昇(2)	菅原 孝博(1)	大内 優(1)	青柳 春美(1)	管 誠一(1)	
		矢萩 貴久(1)	本間 智美(1)	岡田 誠(10)	小野 泰義(8)	土田 善幸(7)	下河辺敏行(2)	奥山 健二(2)	
		古関 正彦(2)	東海林光輝(1)	大山 康徳(1)	武田 和博(1)	今田 信市(1)	保科 敬(6)	菅 久美(6)	
		五十嵐律子(4)	寒河江理方(1)						
河北地区 (谷地支店)	15名 (15名)	竹屋 俊文(12)	宮地 真司(9)	門脇 芳子(6)	軽部 勝美(5)	細矢 誓子(5)	渡辺 富雄(4)	原田 誠(2)	
		升川 峰亨(2)	高澤 理(1)	杉浦 正人(1)	眞石 昌典(1)	細矢 聖一(1)	阿部 正志(1)	林 智(1)	
		武田 健一(1)							
新庄・最上地区 (新庄支店)	17名 (17名)	早坂 幸久(13)	伊東 洋一(10)	須田 光一(9)	叶内 章二(8)	奥山新一郎(8)	峯田 洋一(7)	軽部 耕行(6)	
		笹原 郁夫(4)	八鍬 和雄(4)	涌井 正和(3)	小屋 勝(3)	江口 知秀(2)	大場 和夫(1)	斉藤勝太郎(1)	
		森 正栄(1)	菅 友弥(1)	京野 秀明(1)					
天童地区 (天童支店) (天童西支店)	17名 (17名)	植野 仁(8)	伊藤 正広(6)	黄木 悦次(6)	瀧口 兼次(1)	大石 昌孝(1)	川口 隆(1)	小座間泰巳(1)	
		須藤 芳男(9)	東海林松男(7)	佐々木伸夫(6)	古澤 玲子(5)	黒田千鶴子(4)	土屋 昭智(4)	本田 孝之(3)	
		山本 昌平(3)	仲野 直美(2)	東海林耕司(1)					

総代の属性別構成比

職業別	個人 12.3%、個人事業主 29.2%、法人役員 58.5%
年代別	40代 3.9%、50代 20.0%、60代 26.9%、70代 46.9%、80代以上 2.3%
業種別	製造業 7.7%、農業 6.0%、建設業 16.2%、卸売業・小売業 26.5%、飲食店業 5.1% 不動産業 9.4%、運輸通信業 1.7%、電気・ガス・熱供給・水道業 0.9%、サービス業 13.7% 学術研究・専門・技術サービス業 8.5%、生活関連サービス業 1.7%、公務員 1.7%、宗教法人 0.9%

◆ 地域密着型金融の取組み状況

■ 地域貢献

当組合は、村山市、尾花沢市、東根市、新庄市、天童市、河北町、大石田町の5市2町に店舗を配置し、地元の中小事業者や勤労者・お住まいの方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

組合員、お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、つねにお客様の事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

○ 取引世帯・人口

	村山市	尾花沢市	東根市	新庄市	天童市	河北町	大石田町	合計
世帯	7,435	4,601	17,479	12,602	23,132	6,102	1,963	73,314
取引世帯	5,124	3,596	6,346	3,695	3,895	2,767	1,158	26,581
人口	20,450	12,970	47,487	31,814	60,226	16,336	5,740	195,023
取引人口	8,992	6,226	10,672	5,285	6,019	4,642	2,095	43,931

※上記店舗を配置する5市2町の地区内に居住する約73,314世帯、195,023人の皆さまと、地域内で事業を営まれる中小企業・小規模事業者並びにそこに勤務される方々を対象に活動しており、現在約36%の世帯・約23%の方々にお取引を頂いております。

○ 社会的・文化的な取組み

◆ 地域の小学生バレーボール大会・学童野球大会に協賛

地域貢献の一環として北村山スポーツ少年団が主催するバレーボール競技大会と野球大会へ協賛しております。第6回きたしん杯小学生バレーボール大会が令和6年5月6日に開催されました。また、第8回きたしん杯学童新人北村山野球大会は令和6年8月24・25日の2日間にわたり開催されました。バレーボール大会、野球大会ともに熱戦が繰り広げられ大いに盛り上がりました。

◆ 第6回きたしん杯小学生バレーボール大会

<女子の部>

優勝：たかだて JVC

準優勝：鮭川 Jr バレースポーツ少年団

<混合の部>

優勝：尾花沢 JVC

12チーム参加



◆ 第8回きたしん杯学童新人北村山野球大会

優勝：大石田キンダース

準優勝：ビッググロー

7チーム参加



◆ モンテディオ山形・山形ワイヴァンズへの活動支援

天童市を本拠地としてJ2リーグで活躍するモンテディオ山形とB2リーグで活躍する山形ワイヴァンズの選手育成資金に役立てていただくことを目的に、「モンテディオ山形応援カードローン」・「山形ワイヴァンズ応援カードローン」を取り扱っており、平均利用残高の1%相当額（最高50万円）を贈呈しております。



当組合のあゆみ

- 昭和27年 10月 7日 / 営業開始(初代理事長 伊豆倉精治)
- 昭和32年 6月 1日 / 尾花沢出張所開設
同33年9月支店昇格
- 昭和36年 12月 4日 / 東根支店開設
- 昭和41年 1月 24日 / 谷地支店開設
- 昭和42年 11月 1日 / 新庄連絡所設置
同43年5月支店昇格
- 昭和45年 8月 1日 / 信用組合内国為替業務認可
- 昭和55年 7月 21日 / 本店現在地に新築移転
- 昭和56年 1月 4日 / 第2代理事長に松田好市就任
- 昭和57年 10月 25日 / 天童支店開設
- 昭和60年 5月 7日 / 第3代理事長に菅井亨就任
- 昭和61年 8月 11日 / 河西支店開設
- 昭和62年 10月 12日 / 神町支店開設
- 平成 4年 11月 9日 / 大石田支店開設
- 平成 5年 5月 24日 / 東根温泉支店開設
- 平成 6年 4月 1日 / 日本銀行歳入復代理店指定
- 平成10年 2月 23日 / 共同オンラインスタート
- 平成12年 12月 18日 / インターネットバンキング
モバイルバンキングスタート
- 平成14年 9月 21日 / 創立50周年記念式典
- 平成16年 5月 31日 / アイワイバンク (現セブン銀行)
ATM利用提携開始
- 平成16年 6月 25日 / 第4代理事長に後藤義弘就任
- 平成19年 6月 25日 / 第5代理事長に西塚一彦就任
- 平成20年 2月 1日 / 研修所開設
- 平成24年 10月 16日 / 創立60周年記念旅行
- 平成25年 2月 18日 / でんさいネットスタート
- 平成28年 5月 9日 / 天童西支店開設
- 平成29年 5月 8日 / 東根温泉支店が東根支店へ移設
- 令和元年 6月 25日 / 第6代理事長に菅原正俊就任
- 令和 3年 6月 25日 / 第7代理事長に西村清就任
- 令和 4年 11月 4日 / 電子手形交換所スタート
- 令和 5年 5月 8日 / 第7次オンラインシステムスタート
- 令和 5年 6月 26日 / 第8代理事長に今田正志就任

主要な事業の内容

■預金業務

①預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄預金等を取扱っております。

②譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

①貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

②手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を行っております。

■附帯業務

①債務の保証業務

②有価証券の貸付業務

③国債等の引き受け業務

④代理業務

- ・全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店貸付業務
- ・日本銀行の歳入復代理店業務

⑤地方公共団体の公金取扱業務

⑥株式払込金の受け入れ代理業務及び株式配当金の支払代理業務

⑦保護預り及び貸金庫業務

⑧保険業法により行う保険の締結又は媒介

⑨個人向け国債の窓口販売

⑩信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介 (内閣総理大臣の定めるものに限る)

◆ 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

■ 経営支援に関する取組み方針

経営革新等認定支援機関として外部支援機関との連携態勢を強化し、また、山形大学認定産学金連携コーディネーターとして職員32名が認定、東北大学主催の地域イノベーションアドバイザーとして2名認定し、お客様の経営課題解決に向けた支援を実施しております。近年、事業環境は急速な経済情勢や社会構造の多様性により大きな転換期を迎えております。こうした状況を踏まえ、当組合はお客様の持続的な成長と地域活性化のために地域密着型金融を推進いたします。

■ 経営支援に関する取組み状況

○ 経営改善支援等の取組み状況

		期初	うち	αのうち期末	αのうち期末	αのうち再生	経営改善	ランク	再生計画
		債務者数	経営改善支援	に債務者区分	に債務者区分	計画を策定し			
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	1,232	49		47	4	3.97%		8.16%
要注意先	うちその他要注意先	107	30	1	27	17	28.03%	3.33%	56.66%
	うち要管理先	0	0	0	0	0	-	-	-
破綻懸念先	④	30	12	0	10	9	40.00%	0.00%	75.00%
実質破綻先	⑤	14	2	0	0	0	14.28%	0.00%	0.00%
破綻先	⑥	1	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計(②～⑥の計)		152	44	1	37	26	28.94%	2.27%	59.09%
合計		1,384	93	1	84	30	6.71%	1.07%	32.25%

1. 期初債務者数及び債務者区分は令和6年4月当初の債務者数です。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、独自支援先、モニタリング先、山形県よろず支援拠点及び専門家派遣先等を含みます。但し個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で、期中に完済した債務者はαに含めておりますがβには含めておりません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

■ 外部機関と連携した支援の取組み実績

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」及び「山形県事業承継・引継ぎ支援センター」の専門家派遣状況

テーマ	新事業展開	事業承継	販路拡大	事業再生	IT活用	経営戦略	その他	計
先数	1	4	3	4	0	2	0	14

■ 創業・新事業支援への取組み実績

	令和6年度実行	
	件数	金額
産業活性化資金	5件	70百万円
開業支援資金	14件	94百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■ 各種補助金申請に係る支援

昨今の社会情勢や各種制度変更、開業支援や新規サービスの提供に対応するため、以下の補助金に係る支援を行いました。

採択件数	
東根市商業活性化事業費補助金	3件
大石田町新事業チャレンジ補助金	1件

■ 外部機関を活用した地域経済への貢献

○ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

(よろず支援拠点)

中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する山形県よろず支援拠点と山形大学産学金連携プラットフォーム及び中小企業119の連携による専門家派遣の実施をして、お客様の課題解決に取り組んでおります。

さらに事業承継等課題解決のため、山形県事業承継・引継ぎ支援センターの積極的活用にも取り組んでおります。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域金融機関として公共性を果たすべき社会的使命を正しく認識するとともに、高い倫理観を持ちルールを守ることを当然の責務として、地域社会に信頼されるため努めていかなるはなりません。

そのための具体的な取組みとして、コンプライアンスのあり方を示した「北郡信用組行動綱領」、及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会議、研修を通して全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図っております。

また、コンプライアンスの実現を目指し、本部・営業店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、統括部署を総合企画課に置き「コンプライアンス・プログラム」を策定して、計画の実行に取組むとともに態勢の強化にも取り組んでおります。

◎北郡信用組行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客様本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 人材育成や能力開発に積極的に取り組み、職員の自律的なキャリア形成を支援する。また、金融経済教育への参画等により、社会の金融リテラシー向上に貢献する。
8. 地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境・社会の構築に向け、主体的に行動する。
9. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
10. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

リスク管理態勢

○統合的リスク管理方針

1. 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

2. 理事及び理事会

- (1) 理事長は、当組合の統合的リスク管理を統括して、統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。
- (2) 理事会は、統合的リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的リスク管理態勢を構築・推進します。
- (3) 統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき、統合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたります。

3. 統合的リスク統括部

- (1) 統合的リスク管理統括部署（以下「統括部署」という。）は総合企画部とします。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・強化にあたります。
- (3) 統括部署は、統合的リスク管理のため、関係各部署より必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をします。

4. 各リスク管理所管部

管理対象各種リスクについては次の区分に従い、それぞれの管理規程の策定等を通じて管理するものとし、リスク区分に応じて、次のように各リスクの管理所管部を定めます。

①信用リスク	監査部・融資部
②市場リスク	総合企画部
③流動性リスク	総合企画部
④オペレーショナルリスク	
・事務リスク	事務部
・システムリスク	事務部
⑤法務リスク	総合企画部
⑥風評リスク	総合企画部

5. リスクへの対応及び管理体制

資産・負債を統合管理することを目的とした ALM 委員会にてその管理状況を確認し、また対応策等を協議します。協議の内容は理事長に報告するものとします。

決議を必要とする事項については、常務会で検討し決定するものとします。

6. リスク限度枠の設定

当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保のため、リスク限度枠を設定します。

7. 統合的リスクの評価、削減等

- (1) 各種リスクのモニタリングは、管理所管部署がそれぞれのリスク管理規程に基づき、日常業務として行ないます。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署でモニタリングしている以外の統合的リスク管理上必要なリスク量について、継続的に把握・評価するものとします。
- (3) 統括部署は、上記のリスク評価に基づき、リスク量が過大となった場合に、ALM 委員会と協議のうえ削減方策等を策定して、常務会の承認を得て、これを実行します。
- (4) 統括部署は、上記リスク削減計画の実施状況をモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告します。
- (5) 統括部署は、リスク管理態勢上の問題点については適時、適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合的リスク管理担当理事は、これを常務会・理事会に報告します。

8. 監査

統合的リスク管理態勢については、定期的には又は必要に応じて随時、監査部による内部監査を実施します。

9. 新規商品等

各担当部署が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前に各担当部署が新規商品・新規業務に係るリスク発生見込み等を統括部署に報告し、統括部署は各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品・既往業務に適用されるリスク管理が適用可能かを十分検討して、その検討結果について統合的リスク管理担当理事に報告のうえ、理事長の承認を得るものとします。

10. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに山形県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金融円滑化に関する基本方針

当組合は、地域のお客様の金融円滑化をさらに推進するために、その取組みの基本方針を下記のとおり策定しました。この基本方針に基づいて、地域の金融円滑化に積極的に取り組んでまいります。

1. 当組合の方針について

中小企業のお客様及び住宅資金ご利用のお客様の金融円滑化を図るために、積極的及び真摯に取り組めます。

2. 具体的な対応について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守のうえ、顧客の情報を厳格に管理し、その正確性・機密保持に努めます。

(1) 中小企業のお客様への対応

① 新規の融資申込み

事業の特性及びその状況を十分に勘案し、積極的に資金の申込みに対応します。

② 条件変更・旧債の借換え

- イ. 申込み相談を受けたときは、積極的に対応します。
- ロ. 申込みを妨げないものとします。
- ハ. 申込みの意思に反して申込みを取り下げさせません。
- ニ. 申込み条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。
- ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。
- ヘ. 経営改善計画の策定に向けて真摯に議論します。
- ト. 経営改善計画の策定要請がある場合は、支援します。
- チ. 経営改善計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行います。
- リ. 他の金融機関及び信用保証協会等との緊密な連携を図ります。

③ 支援態勢

- イ. 適切な経営課題解決策の提案・実行
 - ① 当組合は、条件変更等を実施した中小企業のお客様の経営課題を把握・分析した上で、適切な解決策を提案・実行します。
 - ② 経営課題解決策を踏まえた、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定支援を行います。
- ロ. 新規の信用供与
 - ① 条件変更等を実施した中小企業のお客様に対しても、業況や財務等の改善につながると判断される場合は、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行います。
- ハ. 条件変更等実施後の進捗管理
 - ① 条件変更等実行後の状況を継続的にモニタリングすると共に経営支援を行います。
 - ② 必要に応じ、顧客からの要請により経営改善再策定（見直し）支援を行います。
 - ③ 関連する金融機関が複数存在する場合は、連携先と共同して進捗管理・経営改善計画再策定（見直し）支援を行います。

(2) 住宅資金ご利用のお客様への対応

① 条件変更・旧債の借換え

- イ. 将来にわたる無理のない返済に向けての、財産及び収入の状況を勘案して積極的に対応します。
- ロ. 申込みを妨げないものとします。
- ハ. 申込み条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。
- ニ. 申込みの意思に反して申込みを取り下げさせません。
- ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。
- ヘ. 他の金融機関等との緊密な連携を図ります。

3. 対応の記録・保存について

(1) 中小企業のお客様及び住宅資金ご利用のお客様

- ① 申込みがあった場合には、その内容を記録し保存します。
- ② 謝絶又は取下げに至った理由を具体的に記録し保存します。
- ③ 苦情相談を受けた場合は、具体的に記録し保存します。

4. 管理態勢について

(1) 理事会の役割・責任

- ① 金融円滑化管理方針・規程を順守します。
- ② 重要事項を審議し、金融円滑化管理態勢を強化します。

(2) 理事長の役割・責任

- ① 金融円滑化管理態勢を統括・管理します。
- ② 金融円滑化管理態勢に係る基本的事項及び必要事項を周知します。

(3) 管理担当理事の役割・責任

- ① 金融円滑化管理責任者に対して指揮・命令を行います。
- ② 金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化を図ります。

(4) 管理責任者（経営支援課長）の役割・責任

- ① 金融円滑化管理態勢を推進します。
- ② 管理規程の策定・見直し等管理態勢の基本的事項を立案します。

(5) 管理統括部（融資部）の役割・責任

- ① 管理責任者と連携し、管理に関する事項を一元的に管理・統括します。
- ② 金融円滑化管理態勢を充実・強化します。

(6) 管理担当者（店舗長）の役割・責任

- ① 管理統括部と連携し、各営業店における金融円滑化管理態勢を推進します。
- ② 管理統括部の指示に基づく管理に係る研修計画を策定・実施します。

(7) 相談等窓口の役割・責任

- ① 金融円滑化に関するお客様からの相談等の内容を記録簿に記載します。
- ② 管理担当者（店舗長）へ相談等の内容を報告します。

5. 体制整備の概要

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 広報体制（ホームページ等）
- (3) 職員の研修体制
- (4) 訪問による支援体制
- (5) 夜間相談会の開催等
- (6) 苦情相談窓口の設置

キャッシュカードの安全対策について

■ ATM ご利用に関して

○ 1日当りの出金及び振込限度額

出金限度額	1日当り 100万円（なお、1回当り紙幣枚数 50枚まで） （注）70歳以上のお客様は、1日 30万円までとさせていただきます。
振込限度額	1日当り 100万円（1回当り 100万円） （注）ただし、当組合の ATM では現金でのお振込みはできません。

○ ATM 振り込みの一部利用制限

対象となるお客様	過去 2 年以上、キャッシュカードを利用した ATM でのお振込のご利用のない「65 歳」以上のお客様 （注）年齢基準日は毎年 2 月末日とします。
制限の内容	ATM による 1 日あたりの振込限度額を 1,000 円とさせていただきます。

○ お客様からの申し出により、口座単位での ATM 出金限度額の設定ができます。詳しくは窓口にお申し出ください。

○ お客様ご自身で、ATM により暗証番号の変更ができます。

○ 当組合では、管理者及び一定の職員でカード発行処理を行い、暗証番号はカード発行後速やかに管理者立会いのもとシュレッダー処理しております。

■ 偽造・盗難カード等による被害にあわないためのご注意

・ 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

・ 暗証番号は、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号等の他人に推測されやすい番号以外をお勧めします。

・ 当組合の職員や警察官が ATM コーナーや電話等で暗証番号を確認することはございません。ご不審な場合は、お取引店にご照会ください。

・ キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすいところに放置しないでください。

■ カード紛失・盗難時の緊急連絡先

万が一、カードの紛失や盗難にあった時は下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、カードが盗難・偽造に遭われた際には、必ず最寄の警察にも届出てください。

受付	受付時間帯	連絡 TEL	連絡先
平日	9:00～17:00	当組合の各営業店（店舗一覧をご覧ください）	しんくみ ATM センター
	17:00～翌朝 9:00		
土・日・祝日	24 時間	047-498-0151	

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：北郡信用組合 総合企画部 総合企画課】0237-555-5585
受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除く）
受付時間 午前 9 時～午後 5 時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://kitagunshinkumi.jp/index.php>

■ 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、
東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で
紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記北郡信用組合 総合企画部 総合企画課または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日
（土・日曜日、祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5

（全国信用組合会館内）

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼ ADR センター（電話：0570-022808）

CONTENTS

- 経理・経営内容 13
- 法定監査の状況 14
- 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性 14
- 資金運用・資金調達 18
- 経営の健全状況 21
- 報酬体系について 22
- 経営者保証に関するガイドラインへの対応 22
- 自己資本比率規制の概要 23
- 主な手数料一覧 32

資料編



◆ 経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)		
現金	896,204	909,312
預 け 金	35,284,197	31,052,189
有 価 証 券	13,855,957	16,369,197
国 債	1,988,060	4,186,984
地 方 債	2,039,165	2,406,293
社 債	9,063,000	8,878,970
株 式	1,532	2,282
その他の証券	764,199	894,666
貸 出 金	57,159,214	57,986,059
割 引 手 形	170,315	101,849
手 形 貸 付	1,102,843	1,383,952
証 書 貸 付	53,589,987	53,548,309
当 座 貸 越	2,296,067	2,951,948
そ の 他 資 産	794,737	808,328
未 決 済 為 替 貸	6,148	6,047
全信組連出資金	500,400	500,400
前 払 費 用	516	311
未 収 収 益	108,103	148,765
そ の 他 の 資 産	179,569	152,804
有 形 固 定 資 産	873,877	867,255
建 物	192,379	183,665
土 地	618,226	618,226
建 設 仮 勘 定	-	10,000
その他の有形固定資産	63,272	55,364
無 形 固 定 資 産	4,401	3,490
ソ フ ト ウ ェ ア	3,276	2,365
その他の無形固定資産	1,125	1,125
前 払 年 金 費 用	88,952	79,429
債 務 保 証 見 返	90,720	78,596
貸 倒 引 当 金	△ 157,984	△ 276,543
(うち個別貸倒引当金)	△ 147,648	△ 233,285
資 産 の 部 合 計	108,890,279	107,877,316

科 目	令和5年度	令和6年度
(負債の部)		
預 金 積 金	105,283,432	104,314,238
当 座 預 金	115,853	172,729
普 通 預 金	42,031,092	42,587,280
貯 蓄 預 金	43,096	44,256
通 知 預 金	104,809	158,024
定 期 預 金	53,641,818	53,098,384
定 期 積 金	6,459,722	5,540,811
そ の 他 の 預 金	2,887,038	2,712,752
そ の 他 負 債	173,128	226,464
未 決 済 為 替 借	16,956	9,824
未 払 費 用	55,612	90,300
給 付 補 填 備 金	1,892	1,971
未 払 法 人 税 等	1,503	4,804
前 受 収 益	27,008	31,333
払 戻 未 済 金	20,125	15,992
職 員 預 り 金	43,605	46,206
そ の 他 の 負 債	6,423	26,031
代 理 業 務 勘 定	-	4
賞 与 引 当 金	31,181	42,749
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	59,732	66,112
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,342	256
偶 発 損 失 引 当 金	24,371	16,369
繰 延 税 金 負 債	24,604	21,970
債 務 保 証	90,720	78,596
負 債 の 部 合 計	105,689,513	104,766,761
(純資産の部)		
出 資 金	880,777	1,063,109
普 通 出 資 金	880,777	1,063,109
利 益 剰 余 金	2,669,184	2,732,036
利 益 準 備 金	902,200	902,200
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,766,984	1,829,836
特 別 積 立 金	2,340,000	1,690,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 573,015	139,836
組 合 員 勘 定 合 計	3,549,961	3,795,145
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 349,194	△ 684,590
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 349,194	△ 684,590
純 資 産 の 部 合 計	3,200,766	3,110,555
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	108,890,279	107,877,316

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	1,342,614	1,480,803
資金運用収益	1,220,738	1,257,683
貸出金利息	1,012,698	1,016,233
預け金利息	48,195	97,933
有価証券利息配当金	122,526	121,769
その他の受入利息	37,318	21,746
役務取引等収益	61,266	61,931
受入為替手数料	18,785	18,925
その他の役務収益	42,481	43,006
その他業務収益	8,997	18,148
国債等債券売却益	356	-
その他の業務収益	8,641	18,148
その他経常収益	51,610	143,040
償却債権取立益	5,833	132,887
株式等売却益	45,742	-
その他の経常収益	34	10,152
経常費用	2,231,230	1,403,740
資金調達費用	5,512	54,684
預金利息	4,524	53,114
給付補填備金繰入額	764	934
借入金利息	-	398
その他の支払利息	223	237
役務取引等費用	161,400	163,785
支払為替手数料	6,934	6,900
その他の役務費用	154,466	156,885
その他業務費用	1,025,508	10,679
国債等債券売却損	1,025,159	10,190
国債等債券償還損	-	96
その他の業務費用	348	391
経費	953,671	997,334
人件費	612,108	635,672
物件費	304,435	323,727
税金	37,127	37,935
その他経常費用	85,137	177,256
貸倒引当金繰入額	45,283	147,045
株式等売却損	23,763	-
その他の経常費用	16,090	30,210
経常利益	△ 888,616	77,063
特別利益	16,471	5,525
固定資産処分益	3,771	35
その他の特別利益	12,700	5,490
特別損失	17,360	100
固定資産処分損	17,360	100
税引前当期純利益	△ 889,505	82,488
法人税、住民税及び事業税	1,503	4,804
法人税等調整額	3,472	△ 2,634
法人税等合計	4,975	2,169
当期純利益	△ 894,481	80,318
繰越金(当期首残高)	321,465	59,517
当期末処分剰余金	△ 573,015	139,836

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	△ 573,015	139,836
積立金取崩額	650,000	-
特別積立金取崩額	650,000	-
剰余金処分量	17,466	77,950
利益準備金	-	59,800
普通出資に対する配当金	17,466	18,150
	(年2%の割合)	(年2%の割合)
繰越金(当期末残高)	59,517	61,885

◆ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である三浦佑一郎公認会計士の監査のほか監事監査を受けております。

◆ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月26日

北郡信用組合

理事長 今田正志

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益8円62銭

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主要耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年 ～ 50年 その他 4年 ～ 20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,580,835千円であります。
- 貸与引当金は、従業員への貸与の支払いに備えるため、従業員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法に基づき計算した退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生している見込まれる額を計上しております。

また、当組合は複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	249,416,168千円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033,412千円
差引額	38,382,756千円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和5年4月分 至令和6年3月分） 0.635%
- 補足説明

上記1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895,914千円（及び財政上の剰余金48,278,670千円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金7,940千円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生している見込まれる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で算出しております。役員取引等収益のうち、貸金庫などサービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金
当事業年度の計算書類に計上した金額 276,543千円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な前提及び仮定として、貸出先等の決算書に基づく財務情報等を基礎として債務者の信用リスクを評価し、足許の業績の状況や返済実績等を踏まえて債務者区分を判定し債権の資産査定を行っております。また、担保の処分可能見込額は、担保不動産に係る路線価や固定資産税評価額等を基礎として、当組合の過去の回収実績と将来の価値の変動見通しから個別に評価しております。

なお、貸出先等の業績変化等により、債務者区分の判定に用いた仮定が変化した場合や担保不動産の評価に用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 固定資産の減損
当事業年度において減損損失はありませんでしたが、当組合は、収益性の低下した事業用資

産がある場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該額を減損損失として計上しております。この見積りを行う上での主要な仮定は、「各営業店の将来キャッシュ・フローの見通し」であります。「各営業店の将来キャッシュ・フローの見通し」は、各営業店の貸出金及び預金積金の将来平残及び利回り、人件費・物件費見込及び与信関係費用の見込等に基づき計算しております。

将来の業績変化等により各営業店の将来キャッシュ・フローの当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等の固定資産に減損のリスクがあります。

- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
(1) 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、経営陣と担当部署による審査会及び常務会・理事会において、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法について明記しており、ALM委員会において協議された事項を常務会に上程し、常務会は実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ペースで理事会に報告しております。

- 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督のもと有価証券運用規程に従い行われております。
リスク管理は、総合企画部が継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの情報は理事会に定期的に報告されております。

- 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金・貸出金及び有価証券であります。

当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ法（保有期間40日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で819,362千円です。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- 資金調達にかかる流動性リスクの管理
当組合は、流動性リスク管理規程に基づきリスクの管理をしております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価等の算定方法については（注1）参照）なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（注2）参照

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金（*1）	31,052,189	30,738,640	△ 313,549
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	6,286,984	5,705,730	△ 581,254
その他有価証券	10,079,930	10,079,930	—
(3)貸出金（*1）	57,986,059	57,737,632	
貸倒引当金（*2）	276,535		
	57,709,524	57,737,632	28,107
金融資産計	105,128,627	104,261,932	△ 866,695
(1)預金積金（*1）	104,314,238	104,047,131	△ 267,107
金融負債計	104,314,238	104,047,131	△ 267,107

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金債金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	2,282
全信組連出資金(*1)	500,400
合 計	502,682

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

「該当ありません」

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	4,186,984	3,720,540	△ 466,444
地 方 債	2,100,000	1,985,190	△ 114,810
合 計	6,286,984	5,705,730	△ 581,254

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 債	100,020	100,000	20
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
社 債	100,020	100,000	20
投 資 信 託	132,545	124,507	8,037
そ の 他	-	-	-
小 計	232,565	224,507	8,057

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 債	9,085,243	9,683,540	△ 598,297
国 債	-	-	-
地 方 債	306,293	353,764	△ 47,470
社 債	8,778,950	9,329,776	△ 550,826
投 資 信 託	569,800	656,472	△ 86,672
そ の 他	192,321	200,000	△ 7,679
小 計	9,847,365	10,540,013	△ 692,648
合 計	10,079,930	10,764,520	△ 684,590

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
18,761千円	-千円	10,190千円

20. 保有目的を変更した有価証券はありません。

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	1年以内	1年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超
債 券	397,320	5,926,755	5,117,923	4,030,249
(国 債)	(-)	(398,425)	(1,799,823)	(1,988,735)

(地方債)	(-)	(200,000)	(1,800,000)	(406,293)
(社 債)	(397,320)	(5,328,330)	(1,518,100)	(1,635,220)
投 資 信 託	-	-	-	-
そ の 他	-	99,230	93,091	-
合 計	397,320	6,025,985	5,211,014	4,030,249

22. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度における減損処理はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価の下落率が50%以上の場合、及び30%以上の下落が決算日時点で6ヶ月以上継続し、過去6ヶ月間で一度も30%未満に縮小しなかった場合」とし、「回復する可能性がある場合を除き減損処理の対象」としております。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	792,537千円
危険債権額	1,205,740千円
三月以上延滞債権額	-千円
貸出条件緩和債権額	-千円
合計額	1,998,278千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は101,849千円であります。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,338,598千円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額 1,655,404千円

27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 25,063千円

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却有税分	690,028千円
減価償却費	43,751
税務上の繰越欠損金	417,313
その他有価証券評価差額金	189,357
その他	79,179
繰延税金資産小計	1,419,630
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 417,313
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,002,317
評価性引当額小計	△ 1,419,630
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
前払年金費用	21,970
繰延税金負債合計	21,970
繰延税金負債の純額	21,970千円

(a) 評価性引当金が68,412千円増加しております。この増加の主な要因は、その他有価証券評価差額金が92,770千円増加したこと等によるものであります。

(b) 税務上の繰越欠損金は全額回収不能と判断しております。

(法人税等の税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、防衛特別法人税が創設されたことから、令和8年4月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については法定実行税率が変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

29. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 3,500,000千円

上記のほか、為替保証金として預け金2,300,000千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金12,700千円を担保として提供しております。

30. 出資1口当たりの純資産額は292円59銭です。

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	1,220,738	1,257,683
資金調達費用	5,512	54,684
資金運用収支	1,215,225	1,202,999
役務取引等収益	61,266	61,931
役務取引等費用	161,400	163,785
役務取引等収支	△ 100,133	△ 101,853
その他業務収益	8,997	18,148
その他業務費用	1,025,508	10,679
その他の業務収支	△ 1,016,510	7,468
業務粗利益	98,581	1,108,614
業務粗利益率	0.09%	1.03%
業務純益	△ 848,103	78,357
実質業務純益	△ 855,090	111,279
コア業務純益	169,713	121,566
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	169,713	121,566

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	61,266	61,931
受入為替手数料	18,785	18,925
その他の受入手数料	34,202	37,679
その他の役務取引等収益	8,278	5,326
役務取引等費用	161,400	163,785
支払為替手数料	6,934	6,900
その他の支払手数料	100,065	102,177
その他の役務取引等費用	54,400	54,707

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	612,108	635,672
報酬給料手当	502,040	505,883
退職給付費用	30,410	44,248
その他	79,657	85,540
物 件 費	304,435	323,727
事務費	145,157	156,723
固定資産費	56,772	65,667
事業費	19,699	22,027
人事厚生費	8,980	6,989
有形固定資産償却	57,788	56,399
無形固定資産償却	911	911
その他	15,127	15,009
税金	37,127	37,935
経費合計	953,671	997,334

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	2,392	36,944
支払利息の増減	△ 1,450	49,171

業務純益

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
業務純益	△ 848,103	78,357

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回(a)	1.12	1.17
資金調達原価率(b)	0.90	0.99
総資金利鞘(a-b)	0.22	0.18

(注) 資金運用利回り=資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100
 資金調達原価率=資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費/資金調達勘定平均残高×100

総資産利益率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	△ 0.80	0.07
総資産当期純利益率	△ 0.81	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度	
預 貸 率	(期 末)	54.29	55.58
	(期中平均)	54.00	54.53

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度	
預 証 率	(期 末)	13.16	15.69
	(期中平均)	17.66	15.07

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	356	-
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	8,641	18,148
その他業務収益合計	8,997	18,148

◆ 資金運用・資金調達

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	108,197	1,220,738	1.12
	令和6年度	107,349	1,257,683	1.17
うち貸出金	令和5年度	56,953	1,012,698	1.77
	令和6年度	57,367	1,016,233	1.77
うち金融機関貸付等	令和5年度	4,200	22,280	0.53
	令和6年度	4,200	22,219	0.52
うち預け金	令和5年度	32,109	48,195	0.15
	令和6年度	33,622	97,933	0.29
うち有価証券	令和5年度	18,634	122,526	0.65
	令和6年度	15,859	121,769	0.76
資 金 調 達 勘 定	令和5年度	105,505	5,512	0.005
	令和6年度	105,315	54,684	0.050
うち預金積金	令和5年度	105,460	5,288	0.005
	令和6年度	105,200	54,048	0.050
うち譲渡性預金	令和5年度	-	-	-
	令和6年度	-	-	-
うち借入金	令和5年度	-	-	-
	令和6年度	67	398	0.59

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	44,139,429	41.9	45,115,510	42.9
定期性預金	61,321,078	58.1	60,085,364	57.1
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	105,460,507	100.0	105,200,875	100.0

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	88,640,237	84.2	87,691,269	84.1
法 人	16,643,194	15.8	16,622,969	15.9
一般法人	14,559,406	13.8	13,531,693	13.0
金融機関	463	0.0	1,608	0.0
公 金	2,083,325	2.0	3,089,668	3.0
合 計	105,283,432	100.0	104,314,238	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
固定金利定期預金	53,496,441	52,952,338
変動金利定期預金	12,816	19,116
積立定期預金	54,018	51,820
期日指定定期預金	78,543	75,110
合 計	53,641,818	53,098,384

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
1店舗当りの預金残高	9,571,221	9,483,112
1店舗当りの貸出金残高	5,196,292	5,271,459

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
財 形 貯 蓄 残 高	43,096	44,256

役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
役職員1人当りの預金残高	983,957	948,311
役職員1人当りの貸出金残高	534,198	527,145

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,785	4.9	2,671	4.6
農 業、林 業	227	0.4	354	0.6
漁 業	1	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建 設 業	5,471	9.6	5,266	9.1
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.0	17	0.0
情 報 通 信 業	46	0.1	62	0.1
運 輸 業、郵 便 業	1,208	2.1	1,046	1.8
卸 売 業、小 売 業	3,915	6.9	3,685	6.4
金 融 業、保 険 業	4,231	7.4	4,234	7.3
不 動 産 業	3,908	6.8	4,370	7.5
物 品 賃 貸 業	45	0.1	38	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	788	1.4	658	1.1
宿 泊 業	1,111	1.9	878	1.5
飲 食 業	1,584	2.8	1,536	2.6
生活関連サービス業、娯楽業	635	1.1	669	1.2
教 育、学 習 支 援 業	56	0.1	44	0.1
医 療、福 祉	497	0.9	490	0.8
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,166	3.8	2,154	3.7
そ の 他 の 産 業	32	0.2	33	0.1
小 計	28,726	50.3	28,214	48.7
国・地方公共団体等	5,628	9.8	6,348	10.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	22,803	39.9	23,423	40.4
小 計	28,432	49.7	29,772	51.3
合 計	57,159	100.0	57,986	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金担保別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	441,130	0.8	393,170	0.7
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	15,545,523	27.2	15,071,160	26.0
そ の 他	-	-	-	-
小 計	15,986,653	28.0	15,464,331	26.7
信用保証協会・信用保険	13,913,410	24.3	12,741,104	22.0
保 証	16,793,178	29.4	17,872,999	30.8
信 用	10,465,971	18.3	11,907,624	20.5
合 計	57,159,214	100.0	57,986,059	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	179,695	0.3	144,992	0.3
手 形 貸 付	1,425,742	2.5	1,402,200	2.4
証 書 貸 付	53,303,414	93.6	53,274,730	92.9
当 座 貸 越	2,044,650	3.6	2,545,734	4.4
合 計	56,953,502	100.0	57,367,657	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	26,361,415	46.1	26,021,258	44.9
設 備 資 金	30,797,799	53.9	31,964,801	55.1
合 計	57,159,214	100.0	57,986,059	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

項目	令和5年度末	令和6年度末
固定金利	23,973,641	21,390,108
変動金利	33,185,573	36,595,951
合計	57,159,214	57,986,059

債務保証見返担保別残高

(単位：千円、%)

科目	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
預金・積金	-	-	-	-
不動産	90,000	99.2	78,000	99.2
保証	720	0.8	596	0.8
信用	-	-	-	-
合計	90,720	100.0	78,596	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区分	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	3,805,538	19.0	3,971,272	19.4
住宅ローン	16,226,333	81.0	16,483,593	80.6
合計	20,031,871	100.0	20,454,865	100.0

貸出先の金額階層別構成

(単位：千円、%)

金額階層別	令和5年度末		令和6年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
500万円以下	4,041,342	7.1	4,118,096	7.1
500万円超 1,000万円以下	3,941,167	6.9	4,005,021	6.9
1,000万円超 3,000万円以下	16,982,063	29.7	16,480,668	28.4
3,000万円超 5,000万円以下	7,627,876	13.3	7,832,086	13.5
5,000万円超 1億円以下	4,953,669	8.7	5,093,892	8.8
1億円超 3億円以下	7,985,744	14.0	7,304,381	12.6
3億円超	11,627,348	20.3	13,151,909	22.7
合計	57,159,214	100.0	57,986,059	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	1,987,386	10.7	3,183,908	20.1
地方債	3,756,673	20.2	2,111,259	13.3
社債	8,992,482	48.2	9,602,329	60.5
株式	17,913	0.1	2,095	0.0
その他の証券	3,879,724	20.8	959,520	6.1
合計	18,634,180	100.0	15,859,113	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項目	年度	取得価格または契約価格	時価	評価損益
有価証券	令和5年度末	14,205,152	13,855,957	△ 349,194
	令和6年度末	17,053,787	16,369,197	△ 684,590

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
 2. 「金銭の信託」、「デリバティブ等商品」については、取扱いがなく表示していません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度末						令和6年度末					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別計	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別計
国債	-	-	-	2,000	-	2,000	-	400	1,800	2,000	-	4,200
地方債	-	-	1,600	460	-	2,060	-	200	1,800	453	-	2,453
社債	400	3,400	3,600	1,900	-	9,300	400	5,500	1,600	1,900	-	9,400
株式	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	2
外国証券	-	100	100	-	-	200	-	100	100	-	-	200
その他の証券	-	-	-	-	620	620	-	-	-	-	780	780
合計	400	3,500	5,300	4,360	621	14,181	400	6,200	5,300	4,353	783	17,036

(注) 債券は額面で表示しております。

経営の健全状況

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	年度	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	引当率 (C)/((A)-(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	812	781	18	800	98.52	61.26
	令和6年度	792	667	124	792	99.99	99.99
危険債権	令和5年度	1,275	1,101	126	1,227	96.30	72.86
	令和6年度	1,205	1,030	108	1,139	94.49	62.08
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-	-
小計	令和5年度	2,087	1,883	145	2,028	97.17	71.11
	令和6年度	1,998	1,698	233	1,931	96.67	77.85
正常債権	令和5年度	55,209	-	-	-	-	-
	令和6年度	56,112	-	-	-	-	-
合計	令和5年度	57,297	-	-	-	-	-
	令和6年度	58,111	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
 3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
 7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
 10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区 分	令和5年度末		令和6年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	10,335	△ 6,986	43,257	32,922
個別貸倒引当金	147,648	8,330	233,285	85,636
貸倒引当金合計	157,984	1,343	276,543	118,558

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

◆ 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

項目	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	210件	400件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.90%	49.50%
保証契約を解除した件数	3件	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

◆ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して規程で定めております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	55	74
監事	8	10
合計	64	85

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事 10名、監事 3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、対象職員等に該当する者はいません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っており、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系ではありません。

自己資本比率規制の概要

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	3,532,495	3,776,995
うち、出資金及び資本剰余金の額	880,777	1,063,109
うち、利益剰余金の額	2,669,184	2,732,036
うち、外部流出予定額 (△)	17,466	18,150
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,335	43,257
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,335	43,257
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,542,830	3,820,252
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	3,184	2,525
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	3,184	2,525
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	64,348	57,458
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	67,532	59,983
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	3,475,297	3,760,268
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,230,296	37,568,761
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク担当額の合計額をパーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,140,136	2,660,335
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,370,432	40,229,097
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.20%	9.34%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	40,230	1,609	37,568	1,502
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	40,230	1,609	37,568	1,502
(i) ソブリン向け	161	6	161	6
(ii) 金融機関向け	7,918	316	7,461	298
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			921	36
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	7,020	280	8,180	327
(v) 中小企業等・個人向け	14,377	575	-	-
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			7,367	294
トランザクター向け			116	4
(vii) 抵当権付住宅ローン	2,113	84		
(viii) 不動産取得等事業向け	2,540	101		
(ix) 不動産関連向け			9,431	377
自己居住用不動産等向け			5,846	233
賃貸用不動産向け			2,422	96
事業用不動産関連向け			1,161	46
その他不動産関連向け			-	-
ADC 向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			100	4
(xi) 三月以上延滞等	329	13		
(xii) 延滞等向け			754	30
(xiii) 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞			230	9
(xiv) 出資等	-	-		
出資等のエクスポージャー	-	-		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(xv) 株式等			780	31
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	729	29	686	27
(xix) その他	5,039	201	2,412	96
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マナド方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,140	85	2,660	106
BI			1,773	
BIC			212	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	42,370	1,694	40,229	1,609

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産再生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i) ~ (xviii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケットリスクに関する事項はありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。(令和5年度計数)
(オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間の内、正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナルリスク相当額を算定しております (令和6年度計数)。
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番	内容	イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE（経済価値の変動）		ΔNII（収入の変動）	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	2,064	2,004	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	-	3
3	ス テ ィ ー プ 化	1,892	1,715		
4	フ ラ ッ ト 化	0	-		
5	短 期 金 利 上 昇	9	103		
6	短 期 金 利 低 下	-	-		
7	最 大 値	2,064	2,004	-	3
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	3,475		3,760	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。当該変動額の算出にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な機関に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数とは相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

4. 信用リスクに関する事項

(1)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	-	-	-	27	-	27	-	-
農 業 、 林 業	0	1	1	△1	1	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	5	2	△2	0	2	2	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	-	14	14	△14	14	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業	90	80	△9	4	80	84	-	-
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	6	5	0	0	5	5	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	14	25	11	△8	25	16	-	-
飲 食 業	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 、 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	5	4	△1	0	4	4	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	16	9	△6	80	9	90	-	-
合 計	137	145	7	87	145	233	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本基準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	延滞エクス ポージャー
	業種区分		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	5,818	5,867	3,018	2,967	2,800	2,900	-	-	-	105
農 業、林 業	426	576	426	576	-	-	-	-	-	-
漁 業	1	0	1	0	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100	100	-	0	100	100	-	-	-	-
建 設 業	6,910	6,689	6,810	6,689	100	-	-	-	4	37
電気・ガス・熱供給・水道業	1,732	1,739	32	39	1,700	1,700	-	-	-	-
情 報 通 信 業	365	381	65	81	300	300	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	2,322	2,376	1,222	1,076	1,100	1,300	-	-	-	54
卸 売 業、小 売 業	4,849	4,557	4,249	4,057	600	500	-	-	-	51
金 融 業、保 険 業	5,381	5,382	4,281	4,282	1,100	1,100	-	-	-	-
不 動 産 業	4,890	5,346	3,990	4,446	900	900	-	-	15	28
物 品 賃 貸 業	45	38	45	38	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,054	922	1,054	922	-	-	-	-	-	25
宿 泊 業	1,131	880	1,131	880	-	-	-	-	358	246
飲 食 業	1,853	1,785	1,853	1,785	-	-	-	-	-	155
生活関連サービス業、娯楽業	886	976	886	976	-	-	-	-	-	1
教育、学習支援業	56	44	56	44	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	503	490	503	490	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	2,407	2,396	2,407	2,396	-	-	-	-	29	30
その他の産業	32	33	32	33	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	10,490	13,802	5,630	6,348	4,860	7,453	-	-	-	-
個 人	19,641	20,809	19,641	20,809	-	-	-	-	136	403
業 種 別 合 計	70,901	75,198	57,341	58,945	13,560	16,253	-	-	544	1,139
1 年 以 下	4,977	5,219	4,577	4,819	400	400	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	3,535	4,973	2,735	3,473	800	1,500	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	6,413	8,981	3,713	4,281	2,700	4,700	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	12,594	10,376	9,994	9,276	2,600	1,100	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	10,477	12,824	7,777	8,624	2,700	4,200	-	-	-	-
1 0 年 超	32,829	32,367	28,469	28,014	4,360	4,353	-	-	-	-
期間の定めのないもの	73	455	73	455	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	70,901	75,198	57,341	58,945	13,560	16,253	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産再生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
5. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種区分は日本標準産業分類の大区分に準じて記載しております。
※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(3)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度	17	△ 6	10
	令和6年度	10	32	43
個別貸倒引当金	令和5年度	139	8	147
	令和6年度	147	85	233
合 計	令和5年度	156	1	157
	令和6年度	157	118	276

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	
	令和6年度															
現金	909	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,365	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	199	413	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	31,754	-	3,703	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,602	-	2,003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	3,909	-	-	-	-	-	-	-	-	4,307	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	257	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	257	-	-	-	-
不動産関連向け	-	354	-	3,365	1,607	4,496	4	83	-	2,140	-	196	1,478	-	242	-
自己居住用不動産等向け	-	354	-	3,365	1,607	4,106	4	-	-	2,140	-	-	1,478	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	390	-	83	-	-	-	196	-	-	242	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	213	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付き	-	11,394	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,927	12,183	-	39,135	1,607	8,199	4	83	-	2,140	-	453	5,999	-	242	-

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

(単位：百万円)

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
令和6年度																
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	909
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,365
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,453
-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	612
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,458
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,605
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	200	-	6,058	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,475
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	8,241	-	-	-	-	1,070	-	-	-	-	-	-	-	-	9,570
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	257
-	2,754	335	-	-	44	-	-	1,744	958	-	-	4	-	-	-	19,811
-	2,667	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,778
-	-	281	-	-	-	-	-	1,744	-	-	-	-	-	-	-	2,938
-	87	-	-	-	44	-	-	-	958	-	-	4	-	-	-	1,093
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	100
-	-	-	-	-	-	-	144	-	-	-	-	335	-	-	-	693
-	-	-	-	-	-	-	228	-	-	-	-	-	-	-	-	248
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,394
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	780	-	-	-	-	-	-	-	-	780
-	2,754	8,777	-	6,058	44	-	2,424	1,744	958	-	-	340	-	-	-	107,080

(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	909	-	909	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,386	-	4,386	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8,431	-	8,431	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	200	-	200	-	120	60%
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	612	-	612	-	41	7%
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	35,458	-	35,458	-	7,461	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,605	-	3,605	-	921	26%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	14,514	721	14,334	141	8,180	57%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	9,326	7,660	9,155	414	7,367	77%
トランザクター向け	-	3,021	-	257	116	45%
不動産関連向け	19,848	-	19,811	-	9,431	48%
自己居住用不動産等向け	15,785	-	15,778	-	5,846	37%
賃貸用不動産向け	2,968	-	2,938	-	2,422	82%
事業用不動産関連向け	1,093	-	1,093	-	1,161	106%
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	100	-	100	-	100	100%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	696	35	689	3	754	109%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	248	-	248	-	230	93%
取立未済手形	6	-	6	-	1	20%
信用保証協会等による保証付き	11,394	-	11,394	-	1,139	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	-	-	-	-	-	-
株式等	780	-	780	-	780	100%
合 計					35,609	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(6)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	-	9,900
10%	-	12,999
20%	3,312	4,405
35%	-	6,186
50%	4,907	432
75%	-	19,575
100%	300	9,305
150%	-	77
250%	-	-
1250%	-	-
その他	-	-
合 計	8,520	62,883

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度 CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	75,148	-	-	75,141
40%～70%	11,333	3,021	10%	11,591
75%	8,792	4,622	10%	8,777
80%	-	-	-	-
85%	6,096	721	20%	6,058
90%～100%	2,468	16	10%	2,468
105%～130%	2,732	-	-	2,702
150%	341	35	10%	340
250%	-	-	-	-
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	106,914	8,416	11%	107,080

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	491	746	-	-	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-	-	-
③カバード・ボンド	-	-	-	-	-	-
④法人等向け	238	-	-	-	-	-
⑤中小企業等・個人向け	195	-	-	-	-	-
⑥中堅中小企業・個人向け	-	703	-	-	-	-
⑦抵当権付住宅ローン	7	-	-	-	-	-
⑧不動産取得等事業向け	23	-	-	-	-	-
⑨不動産関連向け	-	36	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	6	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	30	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-
⑩劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
⑪三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
⑫延滞等向け	-	6	-	-	-	-
⑬自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
⑭出資等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
⑮株式等	-	-	-	-	-	-
⑯その他	27	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは①～⑯に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等保証が含まれます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

6. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：北郡信用組合）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、1,063百万円になります。

7. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

8. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対象表計上額	時価	貸借対象表計上額	時価
上 場 株 式	－	－	－	－
非上場株式等	501	501	502	502
合 計	501	501	502	502

(注) 本項目の記載対象になるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却額	74	－
売却益	2	－
売却損	12	－
株式等償却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する事項はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	△ 349	△ 684

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

◆ 主な手数料一覧 (消費税込み)

■ 為替手数料

令和7年6月現在

項目	内 訳		組 合 員	一 般
振込手数料	当組合あて	同一店内	220円	330円
		本支店あて	440円	550円
	他金融機関あて	電信扱い	770円	880円
		文書扱い	770円	880円
	ATM 振込の場合	当組合振込	110円	店内 110円 / 本支店 220円
		他行振込	440円	550円

(注) 当組合の ATM での現金振込みはできません。

■ 取立手数料

区 分	料 金
同一店内	無料
電子交換	660円
個別取立	1,100円
振込・取立手形の組戻料・不渡手形返却料・取立手形店頭呈示料	1,100円

■ 各種手数料

項 目	種 類	手 数 料	
各種証明書	残高証明書	継続発行 1通につき	330円
		継続発行以外 1業務につき (出資は除く)	660円
		当組合制定帳票以外 1通につき	1,100円
	融資証明書	1通につき	3,300円
	利息証明書	1通につき	330円
再発行手数料	その他証明書	1通につき	330円
	通帳・証書再発行	1通につき	1,100円
	カード再発行	1件につき	1,100円
その他手数料	出資証券再発行	1件につき	220円
	確定日付	1件につき	770円

■ 両替・硬貨入金手数料

手数料	
100枚まで	無 料
101枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	440円
1,001枚～2,000枚	660円
2,001枚以上1,000枚毎に加算	330円

(注) 振込・税金納付等も対象 (国庫金・歳入金は対象外)
募金・寄付金・義援金は対象外

■ ATM 手数料

区 分	きたしんカード	他行カード	セブン銀行 ATM ご利用
平 日	8:00～19:00	8:45～18:00	7:00～23:00
	無 料	110円	110円
	19:00～21:00	8:00～8:45・18:00～21:00	
	110円	220円	
土曜日	9:00～17:00	9:00～14:00	7:00～23:00
	無 料	110円	110円
	17:00～19:00	14:00～19:00	
	110円	220円	
日曜日・祝日	9:00～19:00	9:00～19:00	7:00～23:00
	110円	220円	110円

(注) 当組合はセブン銀行と ATM 提携をしております。

■ 融資関連手数料

● 不動産担保取扱手数料

区分	手数料	備 考
設 定	33,000円	抵当権及び根抵当権
条件変更	11,000円	極度増・減額及び一部抹消等
例外事務	5,500円	不動産担保の設定・抹消に係る書類の再発行等

(注) 住宅ローンは別に定める取扱い手数料となります。

● 貸付条件変更等手数料 (住宅ローン・事業性関係)

区 分	手数料
全額繰上げ償還	22,000円
一部繰上げ償還	5,500円
その他貸付条件(利率・約定日・期日・弁済方法)の変更	5,500円

(注) 住宅ローン・事業性関係以外は、別手数料となります。
但し、金額により一部異なる場合があります。

■ 全自動貸金庫料金表

稼働日	平日・土・日・祝日			
稼働時間	平日	8:00～21:00		
	土/日/祝	9:00～19:00		
種 類	高さ(mm)	幅(mm)	奥行(mm)	年払い料金
第1種(小)	58	256	346	13,200円
第2種(中)	88	256	346	18,480円
第3種(大)	118	256	346	23,760円
・カード発行手数料 (初回)				
3,300円			種類を問わず	

地区一覽



① 本店



② 尾花沢支店



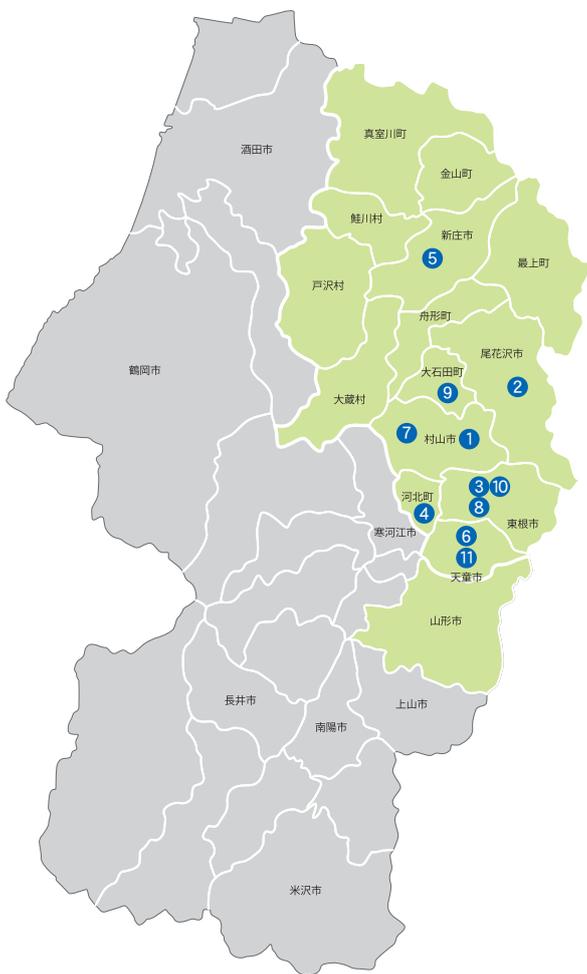
③ 東根支店 ⑩ 東根温泉支店



④ 谷地支店



⑤ 新庄支店



は当組合の営業エリア



⑥ 天童支店



⑦ 河西支店



⑧ 神町支店



⑨ 大石田支店



⑪ 天童西支店

令和7年6月25日現在

店舗一覽 (事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	ATM
① 本店	〒995-0016 村山市榎岡晦日町1番8号	0237-55-5581	2台
② 尾花沢支店	〒999-4227 尾花沢市中町2番56号	0237-22-1215	2台
③ 東根支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-42-0453	1台
④ 谷地支店	〒999-3511 西村山郡河北町谷地甲162番地の1	0237-72-5155	1台
⑤ 新庄支店	〒996-0071 新庄市小田島町5番49号	0233-22-2555	1台
⑥ 天童支店	〒994-0002 天童市乱川二丁目4番6号	023-654-6111	1台
⑦ 河西支店	〒995-0204 村山市大字稲下166番地	0237-56-3001	1台
⑧ 神町支店	〒999-3763 東根市神町中央二丁目9番10号	0237-47-1151	1台
⑨ 大石田支店	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町9番地の2	0237-35-5150	1台
⑩ 東根温泉支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-43-7700	-
⑪ 天童西支店	〒994-0081 天童市南小畑三丁目1番3号	023-652-1024	1台

◆店外ATM店

店名	住所	ATM
東根支店 東根温泉出張所	〒999-3702 東根市温泉町一丁目6番2号	1台

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。「*」印は協金法施行規則及び金融再生法に定められた法定開示項目、「◎」は監督指針の要請に基づく開示項目です。

ごあいさつ	2
概況・組織	
事業方針	2
*役員一覧	3
*事業の組織	3
*会計監査人の氏名又は名称	3
*店舗一覧	33
自動機の設置状況	33
地区一覧	33
組合員数	1
主要事業内容	
*主要な事業の内容	9
業務に関する事項	
*事業概況	2
*経常収益	4
業務純益	17
*経常利益（損失）	4
*当期純利益（損失）	4
*出資総額、出資総口数	4
*純資産額	4
*総資産額	4
*預金積金残高	4
*貸出金残高	4
*有価証券残高	4
*単体自己資本比率	4
*出資配当金	4
*職員数	4
主要業務に関する指標	
*業務粗利益及び業務粗利益率	17
*資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	17
*総資金利鞘	17
*資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	18
*受取利息、支払利息の増減	17
役員取引の状況	17
その他業務収益の内訳	17
経費の内訳	17
*総資産経常利益率	17
*総資産当期純利益率	17
預金に関する指標	
*預金種目別平均残高	18
預金者別預金残高	18
*定期預金種類別残高	18
財形貯蓄残高	18
役員1人当たりの預金残高	18
1店舗当りの預金残高	18
貸出金等に関する指標	
*貸出金種類別平均残高	19
*貸出金金利区分別残高	20
*貸出金担保別残高	19
*債務保証見返担保別残高	20
*貸出金使途別残高	19
*貸出金業種別残高・構成比	19
*預貸率	17
消費者ローン・住宅ローン残高	20
貸出先の金額階層別構成	20
役員1人当たりの貸出金残高	18
1店舗当りの貸出金残高	18

有価証券に関する指標	
*有価証券の種類別平均残高	20
*有価証券の種類別残存期間別残高	21
*預証率	17
経営管理態勢に関する事項	
*法令等遵守態勢	11
*リスク管理態勢	11
*苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
財産の状況	
*貸借対照表	13
*損益計算書	14
*剰余金処分（損失金処理）計算書	14
*協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	21
*有価証券、金銭の信託等の状況	20
*貸倒引当金の内訳	21
*貸出金償却額	21
*財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	14
*法定監査の状況	14
自己資本の充実の状況について	
一定性的開示事項一	
*自己資本調達手段の概要	31
*信用リスクに関する事項	25
*信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	30
*派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	31
一定量的開示事項一	
*証券化エクスポージャーに関する事項	31
一定量的開示事項一	
*自己資本の構成に関する開示事項	23
*自己資本の充実度に関する事項	24
*業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	25
*信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	26
*一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	26
*標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	27
*標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	29
*リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	29
*信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	30
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	31
証券化エクスポージャーに関する事項	31
*出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	31
*子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等	31
*出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	31
*金利リスクに関する事項	25
その他業務	
主な手数料一覧	32
その他	
◎総代会等に関する情報開示	5
◎地域密着型金融の取組み状況	7
◎地域貢献	7
*中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	10
キャッシュカードの安全対策	12
金融円滑化に関する基本方針	12
トピックス	8
当組合のあゆみ	9
◎報酬体系について	22
◎経営者保証に関するガイドラインへの対応	22

ちかくにいるから、チカラになれる



〒995-0016 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
TEL : 0237-55-7333 FAX : 0237-55-5594
U R L : <https://kitagunshinkumi.jp>
E-mail : kitashin@peach.ocn.ne.jp